

第二次E E C加盟申請への道

——イギリス労働党と政党政治——

三 澤 真 明

1. はじめに
2. 先行研究の問題点
3. E F T Aとの「懸け橋」から第二次E E C加盟申請へ
4. 労働組合と第二次E E C加盟申請
5. 第二次E E C加盟申請をめぐる政党間競争
6. おわりに

1. はじめに

本稿では一九六七年に、労働党政権が行った第二次E E C加盟申請の経緯を検討することにより、なぜ労働党政権がE E C加盟反対からE E C加盟申請へと変化したのかを明らかにするものである。

労働党のヨーロッパ統合に対する政策は、必ずしも一貫してきたわけではなかった。E C S Cへの対応をめぐって

は、そこに参加しないという保守党政権の選択を追認した。一方で、労働党は、保守党政権の第一次E E C加盟申請に反対の姿勢を示したかと思えば、自らが政権を獲得すると、第二次E E C加盟申請を行った。その後も保守党が政権に返り咲き、E C加盟実現をさせようとする、労働党はまた反对方針を示した。このように、労働党の対ヨーロッパ統合政策は加盟と反加盟の間を行き来していたのである。

そこで本稿では、なぜ労働党の政策の変化があったのかを明らかにするための第一歩として、第二次E E C加盟申請を事例にしていく。^①また労働党の政策の変化を明らかにするにあたっては、ヨーロッパ統合問題を国内問題として捉える立場を採る。E E C加盟賛成が、なぜ失敗したのかという原因を明らかにする研究であれば、ヨーロッパ統合を外交問題として捉える立場は適切であろう。E E Cへの参加は条約の締結という形をとる以上、そこには必ず相手が存在する。そして条約交渉となれば、複数の当事国を射程に含めた研究がなされる。

しかしながら、本稿の目的意識は政策の変化である。ゆえに政党政治というものが一つのキーワードとなってくる。政党研究において、政党政治が何を指すかについては研究者の間でも確かな合意が得られている訳ではないが、政党政治の一側面として、政党内競合と政党間競合という視点でヨーロッパ統合問題を分析していく。

政党内競合という面では、二つの競合を検討の対象としていく。一つ目の競合は議会労働党内の競合であり、二つ目の競合が党執行部と労働組合の競合である。政党間競合という面では、与党か野党かという点に焦点を置く。イギリスの二党制の特徴は「敵対政治 (adversary politics)」^②であると言われているが、保守党の対ヨーロッパ統合政策が加盟方針であるならば、労働党の方針は加盟反対となるはずである。従って、労働党が第二次E E C加盟申請を行ったことは驚くべきことであり、どのようなロジックで加盟申請という政策を正当化したのが重要となってくる。

よって、労働党がなぜ第二次E E C加盟申請を行ったのかということを検討するに当たっては、政党内競争と政党間競争の狭間でどのような議論がなされてきたのかということが重要となってくる。以下では、第二節で先行研究を概観する。第三節では、どのような経緯を辿り、第二次E E C加盟申請へと至ったのかを、議会労働党中心に検討する。第四節では、労働組合が第二次E E C加盟申請に対して、どのような態度を採ったのかを明らかにする。そして第五節では第三節、四節を踏まえて、党として政党間競争を前にしたとき、どのような対応をしてみたのかを説明していく。

2. 先行研究の問題点

外交史による加盟問題研究が活況を見せてきた一方で、同問題を国内政治からの視点で分析している研究はわずかである。⁽⁴⁾加盟交渉によって、イギリスの主権をどの程度維持するか、もしくはE E Cに移譲するかが決まるため、外交史研究は重要である。

外交史研究においては、イギリスのE E C加盟申請は国際環境の変化に対応したものであるとの説明がほとんどである。⁽⁵⁾確かに外交史研究の成果を受けて、国際環境の変化を原因とし、E E C加盟申請という結果をもたらしたという説明は一定の説得力を有している。しかしながら、この因果関係は政党という媒介変数を抜きにしては説明能力に限界が伴ってしまう。

いかなる国際環境の変化があろうとも、政府は政党内部（もしくは議会内）での合意形成がなければ、政策の実現を行うことが出来ない。そのため、従来の外交史研究では、国際環境の変化が、政党内部の諸アクターにどのように認

識され、合意形成が行われたのかという点で十分ではなかった。

また、EECに加盟申請するかどうかといった問題は外交上の争点でもあるが、国内政治における争点としても捉えることが可能である。ヨーロッパ統合が国家主権を共有するという性格を有していることから、その帰結が国内政治に与えるインパクトは大きいと言える。⁽⁶⁾ 従って、EEC加盟申請を国内政治の視点から捉える研究は十分ではないものの、決してその意義がない訳ではない。本稿の対象である労働党というイギリス二大政党の一翼を担う政党に焦点を当て、ヨーロッパ統合を分析することは、イギリスとヨーロッパ統合の関係を見る上で、大きな示唆を与えてくれるだろう。むしろ保守党も含めた研究を行うことで、イギリス全体を捉えた議論ができることは言うまでもない。

労働党は、一九八四年以降一貫してヨーロッパ統合から離脱すべきでないという姿勢を採っているが、そうした態度を打ち出すまでには、賛成と反対の間を揺れ動いていた。一方の保守党では、一九九〇年代以降、ヨーロッパ懐疑論者の存在感が増してきたものの、一九六一年に第一次EEC加盟申請を行ってから、少なくとも党の方針として、統合からの離脱を訴えたことはない。労働党に絞った分析とはなるが、ヨーロッパ統合に対して一貫した姿勢を示せなかった労働党は、ある種のジレンマを抱えており、その部分を解明することによって、イギリスが「やっかいなパートナー (awkward partner)」⁽⁷⁾であった理由の一端を理解することが可能となるだろう。

従って、本稿では、政党政治という視点でEEC加盟申請を扱うことで、外交史の知見と政党研究知見の融合を図っていく。その際には、政党政治の一面面として、政党内競合と政党間競合という視点でヨーロッパ統合問題を分析していく。

3. EFTAとの「懸け橋」から第二次EEC加盟申請へ

一九六四年一〇月の総選挙で勝利した労働党はウィルソン (H. Wilson) 内閣を成立させることになった。第一次EEC加盟申請での労働党の態度が、不明瞭であったのは、野党であるということが大きな意味を有していた。⁽⁸⁾しかし、再び政権を獲得した労働党にとって、野党時代のような日和見の態度を採り続けることは困難であった。十三年ぶりに政権に返り咲いた労働党は国際収支赤字という困難に直面することになったからである。

一九六四年時点での国際収支赤字は深刻なほどの大きさであり、⁽⁹⁾ウィルソンが野党時代に予想していた以上の規模であることが分かってきた。このことがイギリスの衰退を象徴するものとして、内外から受け止められていたことに加え、社会主義政権の発足も市場の警戒感を高める作用を及ぼしてしまったのである。結果的にポンドに対する信用が大きく揺らぐことになり、こうした状況への対処として、国際収支赤字の削減に取り組みねばならなかった。

一九六四年総選挙のマニフェストにおいて、労働党は保守党政権のEEC加盟申請を批判しながら、改めてコモンウェルスの重要性を強調していた。⁽¹⁰⁾そのため、ウィルソンが国際収支赤字の改善策として考えたのはコモンウェルスとの関係強化であった。しかしながら、ウィルソンは、次第にコモンウェルスとの関係強化が有効ではないということとを悟っていったのである。実際に労働党が一九六四年のマニフェストで指摘していた通り、イギリスとコモンウェルスとの貿易は低下していたのである。保守党政権下での対コモンウェルスの貿易比率は四四%から三〇%へと低下していた。⁽¹¹⁾こうした貿易パターンの変化に対応するための施策はほとんどなかったのである。このことは、コモンウェルスとの貿易比率低下が保守党政権の失策というよりも、イギリス経済を取り巻く構造的な問題の結果であることを

示していたとも言える。

そこでウイルソンが次に打ち出したのがEFTAとEECとの結合である。ウイルソンのヨーロッパ統合に対する態度は、一九六五年四月の閣議で明確に示されている。⁽¹²⁾このEFTAとEECとの結合という方針は一九六二年に全
国執行委員会が出した、EEC加盟に関する声明である「基本的条件」に沿ったものであった。「基本的条件」には
EFTA諸国との関係に留意することが掲げられていた。⁽¹³⁾

EFTAがイギリスのイニシアチブによって誕生した経緯もあり、自らがEFTAを残してEECに加盟してしま
うことは、EFTA諸国との関係悪化を招く恐れがあった。従って、一九六七年にEEC加盟申請を行うことになる
ウイルソンも、当初はEEC加盟を考えていたわけではなかった。

ウイルソンは、イギリスにEFTAとEECの架け橋としての役割を果たさせようと考えた。そこで、外務大臣の
スチュワート (M. Stuart) は、EFTA諸国やEEC諸国が加盟国となる新たなヨーロッパ自由貿易地帯の創設を提
案した。そして、実際にEFTA諸国の理解を得た上でEECに自由貿易地帯の創設を提案した。しかし、この自由
貿易地帯で利益を得るのはEFTAであって、EECにはさほど利益をもたらさないことから、いとも簡単に無視さ
れることになるのである。そもそもEECは自由貿易地帯を超える、主権の共有が進んでおり、改めて新たな枠組み
を作り出す必要性を感じていなかった。

EFTAとEECとの結合が不可能であることが明らかになって、初めて、EECへの加盟申請という手段しか残
されていないことがはっきりとするのである。外交史家のキャンパス (M. Campus) はコモンウェルス、EFTA、
そしてEECへと相手が移っていったウイルソンの方針を次の様に評している。「最初は、『ヨーロッパへの仲間入り』

に代わる英連邦とEFTAという選択肢をもてあそび、そして幻滅する。それから『架け橋作り』を唱え、最後に、共通市場加盟という考えを受け入れる。⁽¹⁵⁾「キャンパスが指摘したように、ウィルソンは他に選択肢を失うことによって、初めてEEC加盟申請を現実的な課題として捉えていくことになるのである。

ウィルソンのEEC加盟申請への動きは、一九六六年八月の内閣改造に見て取ることが出来る。彼は、親EECと考えられていたブラウン(G. Brown)を外務大臣に起用したのである。ブラウンは早速、自身の見解を閣議で述べている。ブラウンはEEC加盟に伴い調印するローマ条約に対する考えを述べるのだが、それは、今まで反対派が懸念していた問題とは真逆の立場であった。すなわち、ローマ条約は、資本の自由移動や農業という二つの重要問題に対して、十分な解決策を提供する障害にはならない⁽¹⁶⁾という立場である。また、ウィルソンはEFTA諸国との関係に関して、デンマーク、アイルランド、ノルウェーやスウェーデン、オーストリアとともにEECに加盟することで、イギリスの責務を果たそうと考えていた。⁽¹⁷⁾

ウィルソンは加盟に前向きな意思を有していることを示す一方で、イギリスの置かれた状況に懸念も示していた。それは、EEC加盟申請が、イギリスの脆弱な経済状況のためになされたと思われることであった。つまり、加盟交渉をする段階で、イギリスが何らかの要求を出しても、その経済状況ゆえに、弱い交渉力しかないのではない⁽¹⁸⁾かという点であった。この点を憂慮したブラウンはイギリスの経済強化が重要だとしながらも、加盟申請に関しては具体的な日程を示すことによって、実現しようとしたのである。⁽¹⁹⁾そしてこうしたブラウンの方針は一九六六年十一月三日の閣議で決定されることになるのである。⁽²⁰⁾

閣議決定を受け、一九六七年五月二日、ウィルソンは下院で、正式にEEC加盟申請を行うことを表明するのであ

る。ウイルソンは下院での演説で、具体的な問題を提起しながら、加盟申請の必要性を訴えていった。例えば、コモ
ンウェルス諸国との関係では、砂糖の生産国を取り上げ、何らかの保護規定を求めることを明らかにしている。⁽²¹⁾また
EFTA諸国は緊密な議論の上で、特別な協定を求めることが示された。⁽²²⁾その上で、ウイルソンはEEC加盟申請の
重要性を、以下の様に語って演説を締めくくっている。

「我々すべてにとつて、このこと（EEC加盟）が、来たるべき数十年間のイギリスの将来、ヨーロッパの将来、
それどころか世界の将来を完全に左右する、歴史的な決定であると悟ることになる」⁽²³⁾

このようにして、ウイルソンを始めとする労働党指導部は、保守党が辿った軌跡をたどるかのようにして第二次E
EC加盟申請へと動き始めた。しかしながら労働党が加盟申請に向けて一枚岩であったと考えるのは早計である。次
に、議会労働党の加盟反対派がEEC加盟申請に対してどのような抵抗をしてみたのかを明らかにしていく。

党内にはヘッファー（H. Heffer）のような賛成も存在していた。彼は、イギリスがもはや日の没することのない大
帝国であるという幻想を捨て去るよう迫っていた。植民地から安価な原材料と安価な労働力を供給されていた時代は
終わり、⁽²⁴⁾帝国の残滓を引きずったままの経済システムは立ちいかなくなったことを認識していたのである。また、彼
は、一九四〇年代後半に検討され、その後も労働党内で一定の影響力を有していた「第三勢力」という考え方にも疑
問を呈していた。「第三勢力」構想は、イギリスがアメリカの経済的資源を活用しつつ、コモンウェルス、結合したヨー
ロッパを指導することにより、世界的な大国としての地位を維持しようとするものであった。そこでは結合したヨー

ロツパという考えが前提であったものの、EECのような超国家的共同体ではなく、あくまでも政府間主義に基づく結合が意図されていた。

実際には頓挫してしまった構想ではあるが、「第三勢力」という考え方自体は労働党内に生き残っていた。⁽²⁶⁾しかしながら、ヘッファーは、ヨーロッパと距離をとりながらもソ連やアメリカの政治的、経済的な圧力から自立した第三勢力を築くということはできないと認識していた。⁽²⁷⁾

確かにヘッファーは、イギリスの置かれていた状況を現実的に見ていた。イギリスは経済的にも政治的にも大国と言える立場ではなかった。帝国主義的な経済活動はもはや不可能であったし、コモンウェルスとの特惠関税制度は揺らいでいた。また政治的にもスエズ動乱での失態はイギリスの威信を大きく低下させていた。このことを認識した上で、ヘッファーは、イギリスが残された選択肢としてEEC加盟申請に賛成の意を表明していたのであった。

一方で、イギリスのEEC加盟申請に強硬に反対していたのがジェイ(J. E. Jay)であった。ジェイはウイルソン内閣の閣僚であったが、党大会では、政府での役職から離れて、自身の見解を語っている。

まずジェイは、「基本的条件」の有効性を主張していく。ジェイは、この声明が出された一九六二年当時と一九六七年では、イギリスを取り巻く環境に大きな変化はなく、それゆえに「基本的条件」を遵守することを求めた。⁽²⁸⁾ヘッファーが現実を冷徹に見つめていたのに対して、ジェイは労働党が採ってきた方針の連続性を重視したのである。労働党は「基本的条件」を出した後、一九六六年総選挙のマニフェストでも、イギリスとコモンウェルスの基本的利益が守られることが、重要であると訴えていた。⁽²⁹⁾この基本的利益に関しては、マニフェストの中で詳しく書かれてはいないが、ウイルソンが選挙キャンペーンで語っていたことを考慮すれば、「基本的条件」で述べられていたことが

基本的利益であったことは明らかである。だからこそ、ジェイは労働党での決定のみならず、選挙での洗礼を受けたはずの方針を転換するようなEEC加盟申請は受け入れることが出来なかった。

また、EEC加盟申請反対派は様々なところで自身の態度を示していた。例えば一九六七年の二月には指導部のEEC加盟方針を批判するために早朝動議 (Early Day Motion)⁽³⁰⁾ が提出され、百人以上の労働党下院議員の署名を集めていた。また、『トリビューン』にもEEC加盟に反対する声明を掲載し、七四人もの下院議員の署名を得ていた⁽³¹⁾。『トリビューン』で、反対派は、現在のEECに代わって、ヨーロッパの経済・金融・技術の各分野における協力を進めるための機関として、EEC、EFTA、そして、東側諸国までを含めた大欧州共同体の設立を提案していた。この提案がどこまで実効性があるのかは疑問であるが、少なくともEEC加盟申請に反対は示していた。

だが、こうした反対もウイルソンの加盟申請への動きを止めることが出来なかった。それどころか、百人以上を集めた反対動議にもかかわらず、一九六七年五月十日に行われた、EEC加盟申請を問う、下院での採決では賛成四八八人、反対六二人と圧倒的多数で可決されてしまった。⁽³²⁾ 労働党内からの造反者は、先の動議にも関わらず、三四人まで減少していた。EEC加盟申請反対派は一致した投票行動をとることが出来なかったのである。

そもそもEEC加盟反対派は、反対派が一致団結する必要性に疑問を感じていた。イギリスが今のままでEECに加盟したとしてもドゴール (S. de Gaulle) が拒否権を発動することでイギリスの加盟は実現されないという認識があった。だが、何よりも反対派が団結できず、EEC加盟反対派が指導部のEEC加盟方針に対して無力であった最も大きな原因を力久は次の様に指摘している。「無力であった原因は」EEC加盟に代わる説得的な提案を提示できなかったことである⁽³³⁾。先述したように、大欧州共同体のような説得力を持たない議論では、多くの人々が感じていたイギリ

ス経済の停滞や国際的役割の低下に対する回答とはならなかったのである。

4. 労働組合と第二次E E C加盟申請

労働党は院外組織が強力であり、下からの圧力が大きな影響力を有していると言われている⁽³⁴⁾。そもそも労働党は一九〇〇年に誕生した労働代表委員会 (Labour Representative Committee) に起源を有しており、労働代表委員会は六八の労働組合、社会民主連盟、フェビアン協会、独立労働党の連合体であった。

労働党は、ほかのイギリスの主要政党 (保守党や自由党) と比べても独特な党組織を有している。その特徴とは、議会外の活動から党が創設されたことに起因している⁽³⁵⁾。このことは議会内の議員のグループ分けに端を発している保守党や自由党とは大きく異なる点である。労働党はその特殊性により、保守党や自由党とは異なった意思決定システムを備えている。労働党の議会外組織は意思決定に際して大きな影響力を有しており、年次党大会の持つ意味は、保守党に比べてはるかに大きい。そして年次党大会において圧倒的な議決権を持つ労働組合が院外組織の中心的な機関である。

労働党は、議会労働党 (Parliamentary Labour Party) よりも院外組織が大きな役割を担っていた。党の規定では、議会労働党は党大会の指導に服すると定められている。このような労働党の党構造を前提にすると、後述する政党間競合の場である議会や選挙にだけ着目しているのでは不十分であることが分かるだろう。

よって労働組合がヨーロッパ統合に対して、どのようなイメージを抱いていたのか、そして党執行部に対してどのような要求を行ったのかを明らかにすることが肝要である。

一九六七年の党大会では、ウィルソンが第二次EEC加盟申請を発表したことを受けて、大きな議論が巻き起こった。同年の党大会では、第二次EEC加盟申請をめぐって、いくつかの動議が提出された。まず一つ目が、最大規模の労働組合である運輸・一般労働組合 (Transport and General Workers' Union) のカズンス (F. Cousins) によって提出されたものである。動議は以下の通りである。

当会議は、年次大会によって表明された諸条件の原理に基づく一九六六年の労働党マニフェストの見解、すなわち、イギリスとコモンウェルスの本質的利益のための十分な保護がない状態での共通市場への加入は、国家の福利および国民の生活水準を脅かすだろうということを再び主張するものである。

それゆえ、労働党政府に以下のことを求めるものである。

(a) 食糧価格の上昇を避けるために、また農業政策におけるイギリスの利益を守るために、適切な保護規定を要求することは、一九六六年の選挙キャンペーン中にブリストルで、首相によって示された公約を完全に守ることになる。

(b) 我々の経済を計画する権利を維持すること、そしてすべての国と友好関係を求める独立した外交政策を追求すること。

(c) コモンウェルスやその他世界中の貿易関係国との緊密な協議での代替政策の検討に十分時間を与えること。⁽³⁶⁾

この動議は、第一次EEC加盟申請をめぐってなされた一九六一年のコーリソン (H. Collison) の議論を再び持ち出

したに過ぎないものであった。⁽³⁷⁾ 一九六一年のコーリソンやカズンズが主張した、イギリスとコモンウェルスの紐帯を守り、農業政策や外交政策での保護規定を導入することは、ほとんど不可能とも言える要求であった。それでもコーリソンはわずかな希望を持ち、こうした諸条件が受け入れられるならば、加盟申請をすることはやぶさかではないと⁽³⁸⁾していた。

一方のカズンズはコーリソンとほとんど同様の条件を提示してはいるものの、こうした条件がEEC加盟につながることは考えていなかった。あくまでもイギリスが留保すべき主権を主張することによって、労働党政権の第二次EEC加盟申請自体を防ごうとしていたのである。労働党政権がカズンズの主張に従いながらも加盟申請をすれば、間違いなく加盟は実現しない。カズンズの主張は、EECがそれまで積み重ねてきた超国家的共同体の意味を失わせるものである。自らの主張を通じた共同体はただの関税同盟に過ぎず、共通市場ではない。その意味で、カズンズが提出した動議は、労働党政権の第二次EEC加盟申請に真っ向から反対するものであった。

こうしたカズンズの姿勢に共鳴する労働組合員が設計・技術者合同連盟 (Draughtsmen's and Allied Technicians' Association) のモーティマー (J. Mortimer) であった。彼は全国執行委員会声明を、現実の問題から目を背けていると断じた。⁽³⁹⁾ その上で、四つの問題点を指摘した。⁽⁴⁰⁾ 一つ目がEEC加盟に伴う支出バランスの問題。二つ目が日常生活への影響。三つ目が資本の自由移動。四つ目がローマ条約の競争原理であった。

モーティマーは自身を社会主義者であると強調した上で、低賃金労働者への悪影響を懸念していた。四つの問題は、いずれも独立した問題というよりも相互に関連しあうものである。社会主義者のモーティマーにとって、自由競争は明らかに自身の信念に矛盾するものであった。彼にとって、国家による保護は、経済成長や労働者の生活、利益を守

る上で必要不可欠であった。⁽⁴¹⁾ だからこそ、国家の役割を制限してしまう自由競争の原理は受け入れることのできないものであった。また、資本の自由移動を認めてしまうことで、計画経済を難しくしてしまい、経済活動を国家の手から放してしまう。国家の役割を縮小することで労働者への福祉を不十分なものにしてしまう懸念がモーターイマーにはあった。その結果、一九六七年の党大会ではカズンズの動議に対して賛意を示し、E E C加盟申請への反対姿勢を明確にしたのであった。

しかしながら、カズンズのE E C加盟申請反対の動議に対して、異論を唱える労働組合も存在した。それが全国一般市役所組合 (National Union of General and Municipal Workers) である。同組合のヘイデイ (F. Hayday) はカズンズの動議に対して、以下のような動議を提出した。

当会議はヨーロッパ経済共同体への加盟を申請し、イギリスの加盟に対して満足のゆく条件を交渉するための政府の決定を歓迎するものである。

当会議は、イギリスの加盟に対して、六カ国 (E E C加盟国) やその他E F T A諸国の社会主義者、労働組合同胞の支持を受けており、イギリスの加盟がヨーロッパの統一に対する死活的に重要な一步となるであろうことを確信している。⁽⁴²⁾

ヘイデイはE E Cに加盟することのメリットを説くとともに、E E C諸国とイギリスの違いを指摘している。まずヘイデイが説いたメリットとはE E C諸国が形成する市場に参入出来ることであつた。二億八千万人の人口を有する

ヨーロッパ市場へアクセス出来るようになるということは、イギリスの産業が生き残り、成長していくうえで必要不可欠な条件であった。⁽⁴³⁾ 確かに一九六〇年代のイギリス貿易構造は徐々に変化しつつあった。コモンウェルスとの貿易量が減り、E E C諸国やE F T A諸国との貿易が増してきていたのである。

また、E E Cへの加盟は技術革新にも恩恵をもたらすものであると考えられていた。ヘイデイは特に年々利益を増していつている航空産業を例に挙げ、「ヨーロッパには、次世代航空機を研究・開発するための莫大な費用を捻出する余裕がある国など存在しない」と喝破した。だからこそイギリスはE E C加盟によって、原加盟国と共同で技術革新を行う必要があると論じたのである。この点に関しては、ウイルソンが庶民院で語った「真に効果的な技術協力、すなわち共同の基盤に立った新しい技術の成果の創造と共有は、われわれが一つの市場の中にあるときにのみ可能なのである。」⁽⁴⁵⁾ ということと親和性がある。E E C加盟に伴うメリットとして技術革新を挙げるとは、イデオロギー的に中立の性格を持つために、党内の諸勢力に対して普遍的なアピール力を有していたのである。⁽⁴⁶⁾ 実際には一九六六年の労働組合会議では、技術開発をめぐるフランスや他のヨーロッパ諸国との関係強化を打ち出した動議が可決されている。⁽⁴⁷⁾

ヘイデイはE E C加盟のメリットを強調する一方で、加盟申請反対派が懸念していた問題点にも反論を加えていく。社会主義者が訴えていた生活水準への影響に関しては、「六カ国の生活水準はわれわれを追い抜かしている」と断じ、⁽⁴⁸⁾ イギリスの優位性を否定してみせた。例えば、賃金に関しては一九五八年以来、ドイツは五〇%、オランダで四〇%、フランスは三五%、ベルギーで三〇%、ルクセンブルクで二五%上昇したのに対して、イギリスでは十四%に過ぎなかった。⁽⁴⁹⁾

加えて、ヘイデイは社会保障の水準もEEC加盟国が勝っていることを主張した。国民所得に対して、家族手当や失業者給付、疾病給付、年金などの社会保障に費やす比率が、EEC加盟国で十六・二%から十八%であるのに対し、イギリスが十二%である⁽⁵⁰⁾と指摘している。このことは、社会主義者が繰り返し重視してきた論点を根本から覆すものであった。

だからこそヘイデイはそれまで述べられてきたEEC加盟申請への反対論や適用除外を設けた加盟ではなく、完全なる加盟、すなわち原加盟国と同等な条件での加盟を求めたのである。また、完全なる加盟によって、初めてイギリスの声は聞き届けてもらえるし、EECへの影響力を発揮できるとヘイデイは考えたのである。

真つ向から対立するカズンズやヘイデイの動議とは別に、どちらにも与しなかったのがコーリソンであった。一九六一年党大会では一定の条件を付けた上での加盟なら認めるとの発言をしていたが、それは事実上の反対と同義であった⁽⁵¹⁾。しかし、一九六七年党大会では、明確に加盟反対を打ち出すカズンズやその逆のヘイデイの両者とも一定の距離を保ち、中立的な立場であることを明言していた⁽⁵²⁾。カズンズやヘイデイが、ほとんど無条件での賛否を主張していたのに対して、コーリソンはEEC諸国との交渉結果が出るまで、安易に立場を明らかにするべきでないと考えていた。

以上の様に、党大会で大きな発言権を持つ労働組合ですら意見の一致が見られたわけではなかった。結果的には、カズンズの動議は賛成二五三万九千票、反対三三三万六千票で否決され、ヘイデイの動議は三三五万九千票、反対二六九万七千票で可決されたのである⁽⁵³⁾。この結果は労働組合の利害関係が一枚岩でないことを示しただけでなく、ヨーロッパ統合への参加という問題が取り扱いの難しい問題であることを浮き彫りにしたのである。すなわち、党執行部が加盟申請を行おうと、行うまいとに関わらず、これらの動議の結果は、党内には一定程度の反対勢力が存在してい

ることを証明したのもあった。

5. 第二次E E C加盟申請をめぐる政党間競争

これまでは、第二次E E C加盟申請をめぐる労働党内の動きを追ってきたが、もう一つの重要な視点が政党間競争である。サルトーリ (G. Satorri) は政党を「選挙に際して、提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙（自由選挙であれ、制限選挙であれ）を通じて候補者を公職に就けさせることができるすべての政治集団」⁽⁵⁴⁾であると定義していることから分かるとおり、政党は常に選挙を念頭に置いているのである。ゆえに、第二次E E C加盟申請という争点においても、政党は支持の調達を目指して政策の変更を行うことが考えられる。

第一次E E C加盟申請では、保守党がE E C加盟を推進したのに対して、労働党は、日和見的姿勢から徐々に反対の姿勢を強めていった。保守党は、第一次E E C加盟申請後もE E C加盟には積極的な姿勢を示し続け、労働党政権での第二次E E C加盟申請にも賛成票を投じた。その結果、第二次E E C加盟申請をめぐる下院の採決では圧倒的多数での可決となった。このように見ると、ヨーロッパ統合問題をめぐり、再び保守党、労働党の間に「コンセンサス」⁽⁵⁵⁾が形成されたようにも思える。確かに、第二次E E C加盟申請での採決という部分のみを見れば、このような解釈も可能である。しかし、二大政党が「コンセンサス」を形成することで、E E C加盟問題という争点を顕在化させないようにしたかといえ、決してそうではなかった。

労働党からすれば、保守党と同じ政策を採るからといって、この問題に言及しないわけにはいかなかった。政府が第二次E E C加盟申請方針を明らかにする前ではあるが、一九六四年総選挙のマニフェストでは保守党の加盟申請

を批判している。労働党が批判したのは、加盟申請そのものよりも屈辱的な条件での交渉であったという点であった。⁽⁵⁶⁾一九六六年総選挙のマニユフェストでも、「労働党はイギリスとモンウエルの根本的利益が保証される場合のみ…中略…EECに加盟する準備を進めるべき」と書かれていたように、EEC加盟を全否定するというよりは、保守党を攻撃できる余地を残した書き方であった。これは、仮に労働党が加盟申請をしたとしても、保守党が行った交渉のようにはならない。労働党は関係国の利害を調整した上で申請である、という主張が出来るものでもあった。ウィルソンにしても、こうした立場は選挙戦で明言していた。ウィルソンは、EECに加盟問題に対する保守党の態度を盲目的であると批判し、労働党は交渉によって有利な条件を得た上で加盟するという賢明な立場をとっていると演説していた。

労働党にとって、ヨーロッパ統合問題で保守党との差異を出せるのはこの一点のみであった。EEC加盟申請を行ってしまえば保守党との差異がなくなる以上、どこかに争点を見出さざるを得なかった。加えて、ヨーロッパ統合問題が国民の間に大きな関心を引き起こしていたことも重要であった。一九六六年七月に行ったギャラップ社の調査によれば、七一%の人がEEC加盟に賛成していたのに対して、反対は十二%であった。⁽⁵⁸⁾この結果を突きつけられてしまうと、労働党にとっては政策転換の圧力となってしまう。

有権者の選好がEEC加盟賛成と向かっていく状況の中で、労働党が保守党との「敵対政治」のみに囚われてしまえば、支持を失うことになりかねない。また、これまで述べてきたように、イギリスが置かれた状況を前にした時に、EEC加盟申請に代わる説得的な提案を提示することも困難であった。だからこそ、政策的には、保守党も労働党もEEC加盟方針へと収斂していったってしまった。

第一次E E C加盟申請時に労働党が反対した理由は、野党という立場にあったことが大きく関係していたが、与党(59)になった一九六四年以降、選択できる政策の幅は確実に狭まっていた。野党時代であれば、労働党執行部は党および党に関わる利益団体に目を向けていればよかったのだが、与党になれば、圧倒的に利害関係者が増えていく。そうした時に、これまでのような日和見的姿勢をとることは難しい。そもそも労働党はE E C加盟反対でまともまっているわけではなかった。賛成派、反対派が入り乱れる中で、両者の違いを顕在化させないための方法が日和見的姿勢であった。

労働党はヨーロッパ統合問題をめぐって内部に分裂を抱えていた。与党になることによって、労働党の関係者が、イギリスを取り巻く環境がいかなるものかということをも、より現実的に認識できるようになったこと。有権者の選好が、E E C加盟賛成へと変化していったことによって、もともと存在していた加盟賛成派が台頭することになった。

だからこそ、労働党はコモンウェルスとの関係強化、E F T AとE E Cの懸け橋作り、そしてE E C加盟申請へと舵を切っていくことになった。保守党が一九五一年に政権を獲得し一九六一年の第一次E E C加盟申請までに辿った道を再び繰り返しながら、労働党は第二次E E C加盟申請へと向かっていったのである。

6. おわりに

これまで見てきたように、労働党内部では、労働組合も議会労働党でも意見の不一致が顕在化していた。この時点で党の方針に反して脱党する団体や議員はいなかったし、執行部による処分もなかった。労働党が進めた第二次E E

C加盟申請という政策自体は、純粹に加盟を目指したものと見えるが、反対派にとっては別な問題も潜んでいた。反対派が結束して執行部に圧力をかけられなかった理由は、説得的な代案を示せずに行ったことであると書いたが、もう一つはドゴールの存在もあつたのではないだろうか。

第二次E E C加盟申請を議会で発表する前に行つた、E E C加盟国との会談では、前向きな返事をもらえないこともあつた。確かにフランスを除くE E C諸国は、イギリスの加盟を前向きにとらえてはいたが、ドゴールはそうではなかつた。E E Cのルールが全会一致である以上、他の五カ国が支持しようと、フランスの意向が大きな拒否権となる。であるならば、加盟反対派にとつては、国内手続きで党執行部に反発し、関係を悪化させるよりは、ドゴールの拒否によって加盟申請が葬り去られる方がリスクは小さかつた。換言すれば、第二次E E C加盟申請をしようともE E C加盟が現実のものとなる可能性が低い以上、大きな抵抗をする必要がないと、反対派は考えていた。

一方の賛成派は、もはやイギリスが過去の栄光にしがみつくだけでは立ち行かなくなつていくという認識を共有していた。こうした認識はかなりの程度、共感を得ていたのは確かであつた。このことは党大会でのヘイデイの動議が可決され、カズンズの動議が否決されたことからも見取ることができる。こうした賛成派の認識は、悪化していった経済状況もあるが、与党として現実的な対応を迫られて、初めて可能となつたものでもある。

第一次E E C加盟申請時も、党内の賛否が割れていたし、経済状況も決して好調ではなかつたことを鑑みれば、与党であるか野党であるかという違いは、政策というアウトプットに大きな影響を有していると言える。首相であるウイelsonですら、野党時代はE E C加盟に対してネガティブな発言をしていた。このことは、与党か野党であるかという違い、さらに言えば、政策決定権を持つかどうかで、認識が大きく変わる証左でもある。

労働党内では、反対派の存在の一方で、EEC加盟に対して賛成を示すものが拡大していったが、この時点ではまだ大きな分断を招かなかつた。EEC加盟申請が即時にEEC加盟と繋がるとは考えられてはいなかつたからであるが、裏を返せば、加盟申請が加盟に繋がるといふ現実が現れた場合は、また異なるのではないだろうか。実際問題として、第二次EEC加盟申請はドゴールの拒否によって失敗に終わったが、ウイルソン政権の後のヒース(E. Heath)保守党政権は、再びEEC加盟を目指した。ヒースの加盟申請の時には、ドゴールは退陣していた。加盟への最大の障害であるドゴールが退陣し、加盟が現実味を帯びたとき、労働党はまたもその対応で混乱に陥ることになる。

本稿では、第一次EEC加盟申請では反対姿勢を示していた労働党が、なぜ第二次EEC加盟申請を行うことになったのかを明らかにしてきた。与党か野党かの違いが政策決定者の認識に影響を与えることによって、加盟申請へと至つたという結論を出したが、この認識は、野党に下野すればなくなるといふわけではない。その意味で労働党のEEC加盟賛成派にとって一九六四年から一九七〇年までの与党経験というのは、決定的に重要な意味を持つていたといえるだろう。

(1) 事例の選択の関しては、本稿の第二次EEC加盟申請という単一事例のみではなく、今後、ヒース政権時の労働党の対応や一九七五年の国民投票といった事例も研究対象とすることで、事例選択のバイアスを回避するように努めていく。なお第一次EEC加盟申請に関しては、三澤真明「第一次EEC加盟申請と政党政治―イギリス労働党の動揺―『政経研究』第五二巻、第二号、二〇一五年を参照された。

(2) *Finer, S. E. Adversary Politics and Electoral Reform*, Anthony Wigram, 1975.

(3) 例えは、外交史によるアプローチを用いた研究として、以下のものが挙げられる。Camps, M. *Britain and the European*

- Community 1955-1963*, Princeton University Press, 1964. Kaiser, W., *Using Europe, Abusing the Europeans: Britain and European Integration, 1945-63*, Macmillan Press, 1996. Greenwood, S., *Britain and European Cooperation since 1945*, Blackwell, 1992. Young, J., *Britain and European Unity 1945-1999*, 2nd ed., 2000. 小川浩之『イギリス帝国からヨーロッパ統合へ―戦後イギリス対外政策の転換とE.E.C加盟申請』名古屋大学出版、二〇〇八年。橋口豊「ハロルド・ウィルソン政権の外交―一九六四―一九七〇年―『三つのサークル』の中の英米関係』『龍谷法学』第三十八巻、第四号 二〇〇六年。益田実『戦後イギリス外交と対ヨーロッパ政策』シネルヴァ書房、二〇〇八年。
- (4) 例えば以下のものが挙げられる。十川宏二「戦後イギリスにおける政党と対外政策―E.C加盟問題をめぐって」『六甲台論集』第三十五巻、第二号、一九八八年。
- (5) イギリスのE.E.C加盟申請への変化に関しては、主にアメリカのケネディ政権樹立が政策変更のきっかけになったという指摘がなされている(Campus 1964, Kaiser 1996)。他にもコモンウェルスとの紐帯が弱まったことやイギリスの経済的弱体化が要因であるという説明もある(小川 二〇〇八年)。
- (6) 主権の共有によって国内の多くの利益集団が関与することになってきた。これらの利益集団への応答を考慮すると、E.E.C加盟問題は国内問題としても捉えることが可能になる。
- (7) いわゆる「やっかいなパートナー」ということについては、以下を参照されたい。George, G., *Aukward Pahner: Britain in the European Community*, Oxford University Press, 1998.
- (8) 三澤、前掲、五四〇頁。
- (9) 一九六四年の国際収支は一九五〇年以降で最悪の水準にあり、三五八万ポンドの赤字を計上していた。詳しいデータは以下を参照された。Butler, D., and Butler, G., *British Political Facts 1900-1994 7th ed.*, Macmillan, 1994, p. 389.
- (10) Dale, I., *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, p. 120.
- (11) *Ibid.*, p. 120.
- (12) PRO, CAB 128/39, CC (65), 27 April 1965, 26th conclusions.

- (13) Labour Party. *Report of the 61st Annual Conference*. Transport House Smith Square, 1962. p. 246.
- (14) PRO, CAB 128/39, CC (65), 13 May 1965, 30th Conclusions.
- (15) Campus, M. *European Unification in the Sixties*. McGraw-Hill, 1966, p. 194.
- (16) PRO, CAB 128/41, CC (66), 1 November 1966, 53rd Conclusions.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) ブラウンは一九六七年中頃をめぐりに交渉のたたき台を用意し、一九六八年か一九六九年以前には正式な交渉を開始し、必要な立法準備をする青写真を描いていた。
- (20) PRO, CAB 128/41, CC (66), 3 November 1966, 54th Conclusions.
- (21) *Hansard*, 2 March 1967, Series 5, Vol. 746, col. 312.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, col. 314
- (24) Labour Party. *Report of the 66th Annual Conference*. Transport House Smith Square, 1967, p. 280.
- (25) 例えば、「第三勢力」構想については以下を参照されたい。細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交』創文社、二〇〇一年。
- (26) 例えば、労働党内のキープ・レフトと呼ばれるグループが「第三勢力」構想と似た考えを有していた。社会主義国としてのイギリスが繁栄するためには東西対立を超えて、西ヨーロッパと東ヨーロッパの結節点となることが肝要であると考えていた。また、橋口は、ウィルソンも「第三勢力」的考えを基にした政策を行っていたとして、以下のような指摘をしている。「イギリスを世界の『第三勢力』として位置づけようとしていたベヴェイン的な伝統を引きずっていたこと、そして、世界的な地位や影響力の保持に固執していた…。」橋口、前掲、七六一七七頁。
- (27) Labour party (1967), op cit., p. 280.
- (28) *Ibid.*, p. 279.

- (29) Dale, I., op cit., p. 150.
- (30) 議決の対象とはならず、法的拘束力は持たないものの、賛同議員が随時署名を行うことによつて意思表示を行うことを目的とした動議
- (31) 力久昌幸『イギリスの選択―欧州統合と政党政治』木鐸社、一九九六年、一二四頁。
- (32) *Hansard*, op cit., col. 1650.
- (33) 力久、前掲、一二五頁。
- (34) Fisher, J., *British Political Parties* Prentice Hall, 1996, p. 65.
- (35) Cole, M. and Deighan, H., *Political Parties in Britain*, Edinburgh University Press, 2012, p. 61.
- (36) Labour party (1967), op cit., p. 269.
- (37) 三澤、前掲、五二五―五二六頁。
- (38) Labour Party, *Report of the 60th Annual Conference*, Transport House SmithSquare, 1961, p. 212-213.
- (39) Labour party (1967), op cit., p. 279.
- (40) *Ibid.*, pp. 279-280.
- (41) *Ibid.*, p. 280.
- (42) *Ibid.*, p. 272.
- (43) *Ibid.*, p. 272.
- (44) *Ibid.*, p. 272
- (45) *Hansard*, 16 March 1967, Series 5, Vol. 743, col. 711.
- (46) 力久、前掲、一一五頁。
- (47) Trades Union Congress, *Report of 98th Annual Trades Union Congress, Authority of the Congress and the General Council*, 1966, p. 558. たが、この会議における動議はフランスなどのヨーロッパ諸国との関係強化を主張したものの、それが

ただちにEEC加盟へとつながるとしていたわけではないことに注意が必要である。

- (48) Labour party (1967), op cit., p. 273.
- (49) Ibid., p. 273.
- (50) Ibid., p. 273.
- (51) 三澤『前掲』五二六頁。
- (52) Labour party (1967), op cit., p. 281.
- (53) Ibid., p. 286.
- (54) Sartori, G., *Party and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976, p. 63. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学―政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、一九八〇年、一一一頁。
- (55) ヨーロッパ統合問題をめぐって、二大政党の間には「コンセンサス」とも言える状況があった。ECS C設立後、ヨーロッパ統合に対して一定の距離を保つという意味で、否定的なコンセンサスが得られていた。その後、第一次EEC加盟申請をきっかけに、労働党が反対姿勢を明確にしたことで「コンセンサス」は崩壊した。
- (56) Dale, J., op cit., p. 107.
- (57) Ibid., p. 150.
- (58) Kitzinger, U., *The Second Try*, Pergamon Press, 1968, pp. 172-174.
- (59) 三澤『前掲』五四一頁。